

2023年6月15日
世紀東急工業株式会社

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、独占禁止法違反の発生要因を分析して策定した、2016年3月25日付「独占禁止法順守に向けた再発防止策」及び、2020年1月24日付「調査委員会の提言に対する当社具体的再発防止策」を公表しております。

現在、この再発防止策を着実に遂行するとともに、一連の法令違反を風化させることなく永続的にコンプライアンス経営を推進していくことを目的として、再発防止に係るモニタリング状況を四半期毎に経営会議・取締役会に報告しております。

2022年度下半期の進捗状況について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 再発を未然に防止するための教育の徹底

①リスク管理の重要性を再認識するための研修

コンプライアンスの日（11月18日）に役員、支店長、本社部長等を対象とした外部講師による独占禁止法研修を開催しました。

②独占禁止法順守マニュアルの改訂

改正独占禁止法に対応する内容に修正するとともに、風化防止のために過去の独占禁止法違反の概要を新たに掲載するなど全面的に改訂したマニュアルを作成し、全役職員に配布しています。

③コンプライアンスカードの配布

自身の行動がコンプライアンス行動規範に反していないかを問うセルフチェックを記載したコンプライアンスカードを作成し、独占禁止法順守を含むコンプライアンス全般に対する意識啓発を目的として全役職員に配布しています。

2. 再発の探知と監視体制の強化

①網羅的な事業所監査

2022年度においては、105事業所の監査を実施。

営業所の監査においては、積算、見積原価と入札額との整合性を確認するとともに落札率を検証しています。

合材工場の監査においては、独占禁止法順守マニュアルにて義務付けている「販

売価格改定記録」が作成されているかを確認するとともに、疑義を持たれることを防止するために、どのように値上げ時期や値上げ幅を決定したのかという過程、判断材料を漏れなく記載するよう指導しています。

②弁護士モニタリングの実施

社内監査等により、リスクマネジメントの必要性が高いと判断される事業所について、独占禁止法の社外相談窓口である弁護士による事業所長等へのヒアリングを実施しました。弁護士によるリスク分析に基づいた今後の対応について認識を共有するとともに、事業所長を孤立させない体制を整備していることを周知しています。

③製品部門に対する第三者（弁護士）による定期監査

製品部門における競合他社職員と接触機会がある70名を対象者としたアンケートを3月に実施しています。

その結果および、社内監査の結果、教育活動の実施状況等を第三者である弁護士に報告するとともに、2022年度は合材販売価格の改定を全社で推進していたことから、本社の販売価格決定への関与等について弁護士による製品事業部長へのヒアリングを実施しました。

5月に監査報告書を受領し、現在、報告書における「提言」を検証しています。

3. 意識改革の継続

会社方針の継続的な周知

「談合・カルテルは犯罪であり、当事者は犯罪者となる、そして会社も潰す」との強い社長メッセージを全役職員にメール配信したほか、「コンプライアンス便り」、「コンプライアンスメールマガジン」などのツールを用いて、会社の法令等順守を徹底するという方針を継続的に発信しています。

4. 各種再発防止策の有効性について

独占禁止法上の不適切な行為は認められておらず、各種防止策が有効に機能していると考えていますが、第三者監査報告書における提言の検証等によって、今年度の監査・教育手法の改善を図り、引き続き再発防止に努めてまいります。

以上